

第155回

定時株主総会招集ご通知

- ▶ **日時** 平成28年6月23日（木曜日）
午前10時
- ▶ **場所** 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

- ▶ **決議事項**
- 第1号議案** 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 監査役補欠者1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への
対応方針の継続承認の件

稲畑産業株式会社

証券コード 8098

▶ 目次

第155回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
《添付書類》	
事業報告	25
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告	54

証券コード 8098
平成28年6月2日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
取締役社長 稲畑 勝太郎

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って平成28年6月22日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第155期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第155期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役補欠者1名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針の継続承認の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせします。

※当社ウェブサイト <http://www.inabata.co.jp>

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第155回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席願えない場合



●書面(議決権行使書)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面(議決権行使書)による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限

平成28年6月22日(水曜日)午後5時10分 到着



●インターネット等による議決権の行使

当社の指定するインターネットウェブサイト (<http://www.web54.net>) より、行使期限までに議決権をご行使ください。(ご不明な点は、58頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。)

行使期限

平成28年6月22日(水曜日)午後5時10分 まで

二重に議決権をご行使された場合の取扱い

書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合



インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット等により複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合



最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(9名)は、任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
1	<p>いな ばた かつ たろう 稲 畑 勝太郎 昭和34年12月3日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>所有する当社株式の数 59,000株</p> <p>取締役会への出席状況 16回中16回(100%)</p>	<p>昭和64年1月 当社に入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成17年4月 当社取締役専務執行役員 平成17年12月 当社代表取締役社長執行役員(現在)</p> <p>取締役候補者とした理由： 稲畑勝太郎氏は長年にわたり当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 取締役在任年数：21年(本株主総会終結時)</p>	-
2	<p>にし むら おさむ 西 村 修 昭和26年10月25日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>所有する当社株式の数 19,200株</p> <p>取締役会への出席状況 16回中15回(93.8%)</p>	<p>昭和49年4月 当社に入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社北東アジア総支配人 平成15年6月 当社取締役退任 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 情報画像本部担当補佐・電子機能材本部担当補佐</p> <p>平成20年6月 当社取締役常務執行役員 海外事業統括室担当</p> <p>平成22年4月 当社海外事業担当 平成23年4月 当社コンパウンド統括室担当 平成25年4月 当社海外事業室担当兼室長 平成25年6月 当社合成樹脂第一本部担当 平成26年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在) 当社北東アジア総支配人</p> <p>平成28年4月 当社合成樹脂セグメント担当、アジア地区担当(現在)</p> <p>取締役候補者とした理由： 西村修氏は長年にわたり海外事業の責任者を務め、合成樹脂を中心に、当社において豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 取締役在任年数：11年(本株主総会終結時)</p>	<p>INABATA SANGYO (H.K.) LTD. 取締役</p> <p>SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD. 取締役</p> <p>TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">あか お とよ ひろ 赤 尾 豊 弘 昭和34年12月19日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>所有する当社株式の数 14,500株</p> <p>取締役会への出席状況 16回中16回(100%)</p>	<p>昭和57年4月 当社に入社 平成16年6月 当社情報画像本部長 平成17年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成23年4月 当社電子機能材本部長 平成24年4月 当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・情報電子第三本部長 平成25年4月 当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年6月 当社化学品本部担当・生活産業本部担当 平成27年6月 当社代表取締役専務執行役員（現在） 平成28年4月 当社情報電子・化学品・生活産業セグメント担当、欧米地区担当（現在）</p> <p>取締役候補者とした理由： 赤尾豊弘氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである情報電子事業の責任者を務め、当社において豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 取締役在任年数：6年（本株主総会終結時）</p>	<p>稲畑ファインテック株式会社 取締役</p> <p>TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役</p>
4	<p style="text-align: center;">よこ た けん いち 横 田 健 一 昭和37年11月3日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>所有する当社株式の数 10,500株</p> <p>取締役会への出席状況 16回中16回(100%)</p>	<p>平成8年7月 当社に入社 平成16年7月 当社財務経理室長 平成17年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 経営企画室長 平成21年5月 当社内部監査室担当 平成21年6月 当社財務経営管理室長 平成23年4月 当社経営企画室副室長 平成25年4月 当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長 平成25年6月 当社リスク管理室担当 平成26年6月 当社取締役常務執行役員（現在）業務管理室担当 平成28年4月 当社財務経理・IR・リスク管理・業務推進担当、海外管理担当（現在）</p> <p>取締役候補者とした理由： 横田健一氏は長年にわたり主に財務経理部門の責任者を務め、また、IR・リスク管理・業務推進といった管理部門も担当し、当社において豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 取締役在任年数：8年（本株主総会終結時）</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
5	<p>さとうともひこ 佐藤友彦 昭和30年6月22日生</p> <p>再任</p> <p>所有する当社株式の数 15,700株</p> <p>取締役会への出席状況 16回中16回(100%)</p>	<p>昭和53年4月 当社に入社 平成22年6月 当社住環境本部長(現在) 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当 平成28年4月 当社住環境セグメント担当、合成樹脂セグメント担当補佐(現在)</p> <p>取締役候補者とした理由： 佐藤友彦氏は長年にわたり住環境事業の責任者を務め、当社において豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 取締役在任年数：3年(本株主総会終結時)</p>	-
6	<p>すぎやままさひろ 杉山勝浩 昭和33年6月15日生</p> <p>新任</p> <p>所有する当社株式の数 6,300株</p>	<p>平成14年7月 当社に入社 平成22年6月 当社執行役員(現在) 合成樹脂第二本部長 平成26年4月 当社情報電子第一本部長(現在)</p> <p>取締役候補者とした理由： 杉山勝浩氏は当社の主力事業である合成樹脂事業、情報電子事業両方の責任者を務め、当社において幅広く豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	-
7	<p>たかはぎみつのり 高萩光紀 昭和15年12月3日生</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p> <p>取締役会への出席状況 16回中16回(100%)</p>	<p>昭和39年4月 日本鉱業株式会社に入社 平成6年6月 株式会社ジャパンエナジー取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社取締役常務執行役員 平成13年6月 同社取締役専務執行役員 平成14年4月 同社代表取締役社長 平成14年9月 新日鉱ホールディングス株式会社取締役 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 JXホールディングス株式会社代表取締役社長社長執行役員 平成24年6月 同社相談役(現在) 平成25年6月 当社取締役(現在)</p> <p>社外取締役候補者とした理由： 高萩光紀氏はエネルギー・資源・素材業界のリーディング・カンパニーの経営者として豊富な経験をされていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 社外取締役在任年数：3年(本株主総会終結時)</p>	JXホールディングス株式会社 相談役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
8	<p>たか お よし まさ 高 尾 剛 正 昭和26年3月11日生</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p> <p>取締役会への出席状況 13回中12回(92.3%)</p>	<p>昭和48年4月 住友化学工業株式会社(現 住友化学株式会社)に入社 平成15年6月 同社執行役員 平成18年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役常務執行役員 平成21年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成24年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年4月 同社取締役副会長執行役員 平成27年6月 同社副会長執行役員 平成27年6月 当社取締役(現在) 平成27年6月 富士石油株式会社社外取締役(現在) 平成28年4月 住友化学株式会社顧問(現在)</p> <p>社外取締役候補者とした理由： 高尾剛正氏は化学業界に精通しており、総合化学メーカーの経営者として豊富な経験をされていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 社外取締役在任年数：1年(本株主総会最終時)</p>	<p>住友化学株式会社 顧問 富士石油株式会社 社外取締役</p>
9	<p>なか むら かつ み 中 村 克 己 昭和28年6月23日生</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p> <p>取締役会への出席状況 13回中12回(92.3%)</p>	<p>昭和53年4月 日産自動車株式会社に入社 平成12年1月 同社プログラム管理室プログラムダイレクター 平成13年4月 同社常務執行役員 平成15年7月 東風汽車有限公司(中国) 総裁 平成20年5月 ルノー社(フランス) 副社長 平成21年6月 日産自動車株式会社取締役 平成25年6月 カルソニックカンセイ株式会社取締役会長(現在) 平成27年6月 当社取締役(現在)</p> <p>社外取締役候補者とした理由： 中村克己氏はグローバルに展開する大企業の経営者として豊富な経験をされていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 社外取締役在任年数：1年(本株主総会最終時)</p>	<p>カルソニックカンセイ 株式会社 取締役会長</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉山勝浩氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 高萩光紀、高尾剛正及び中村克己の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高尾剛正氏は過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者である住友化学株式会社の業務執行者でありました。その経歴は上記の略歴に記載のとおりであります。
5. 当社は、高萩光紀及び中村克己の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、両氏は、当社の「社外役員の独立性基準」(同基準は9ページに記載のとおりであります。)が定める独立性に関する基準を満たしております。
6. 高萩光紀、高尾剛正及び中村克己の各氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
7. 「所有する当社株式の数」は平成28年3月31日現在の所有株式数であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役松山康二氏は任期満了となります。
つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。
また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	重要な兼職の状況
<p>もり もと しん じ 森 本 親 治 昭和27年6月27日生</p> <p>新任</p> <p>社外監査役候補者 独立役員</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>昭和50年11月 プライスウォーターハウス会計事務所（現 PwCあらた監査法人）入所</p> <p>昭和55年5月 公認会計士登録</p> <p>昭和62年5月 株式会社アオキインターナショナル（現 株式会社AOKIホールディングス）入社</p> <p>平成元年6月 同社常務取締役総合企画本部長</p> <p>平成10年7月 PwCビジネスコンサルティング株式会社（現 日本IBM株式会社GBS事業部）入社</p> <p>同社ディレクター流通消費財事業部長</p> <p>平成18年4月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>平成19年7月 同法人シニア・パートナー</p> <p>平成27年1月 オフィス ビジネス インスパイア設立 代表（現在）</p> <p>平成27年12月 株式会社ロックオン社外取締役（現在）</p> <p>社外監査役候補者とした理由： 森本親治氏は公認会計士であり、専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>	<p>株式会社ロックオン 社外取締役</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森本親治氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、森本親治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には独立役員とする予定であります。なお、同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は9ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。
4. 森本親治氏の選任が承認された場合には当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 「所有する当社株式の数」は平成28年3月31日現在の所有株式数であります。

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、次の候補者を監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	重要な兼職の状況
むらなかとおる 村中 徹 昭和40年6月3日生	平成7年4月 弁護士登録 平成19年11月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在） 平成26年5月 古野電気株式会社社外監査役（現在） 平成27年6月 株式会社スズケン社外監査役（現在） 補欠の社外監査役の候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由： 村中 徹氏は、社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、補欠の社外監査役の候補者となりました。	古野電気株式会社 社外監査役 株式会社スズケン 社外監査役
所有する当社株式の数	0株	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村中 徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村中 徹氏とは、法令、定款に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 村中 徹氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は9ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
5. 「所有する当社株式の数」は平成28年3月31日現在の所有株式数であります。

<ご参考>

1. 取締役及び監査役候補者の指名の方針及び手続

当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性と公正性が付与されるよう努めております。

また、社外取締役・社外監査役の選任については、次項 2. に定める「社外役員の独立性基準」に基づき選定しております。

2. 社外役員の独立性基準

当社の社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、下記のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 現在または過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者（* 1）であった者
- (2) 過去3年間に於いて、下記①から⑦のいずれかに該当した者
 - ① 当社を主要な取引先とする者（* 2）またはその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先（* 3）またはその業務執行者
 - ③ 当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（* 4）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ④ 当社の主要株主（* 5）またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の主要な借入先（* 6）またはその業務執行者
 - ⑥ 当社より一定額を超える寄付（* 7）を受けた者または受けた団体に所属する者
 - ⑦ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
- (4) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

（* 1） 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。

（* 2） 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社から受けた者をいう。

（* 3） 「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社に行った者をいう。

（* 4） 「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭または財産を当社から得ていることをいう。

（* 5） 「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。

（* 6） 「主要な借入先」とは、当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（* 7） 「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針の継続承認の件

当社は、平成25年6月25日開催の当社第152回定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同年6月25日開催の当社取締役会において継続を決定しております〔大規模買付行為への対応方針〕（以下「現方針」といいます。）（有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第155回定時株主総会終了後平成28年7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで。）につきまして、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値・株主価値向上の観点から、延長の是非も含めその在り方について継続的に検討してまいりました。

このような検討の結果、平成28年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様への承認を前提として、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定しました。そこで、本対応方針の重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意見を反映させるため、本定時株主総会にご出席の株主の皆様のご議決権の過半数の賛成をもってご承認いただくことをお願いするものです。なお、現方針から独立委員会の構成及び委員の一部を変更しておりますが、本対応方針の基本的な内容は現方針と同一であります。

本議案が承認可決された場合、平成28年7月31日までに開催される当社取締役会における本対応方針を継続する旨の決定により発効することとし、有効期限は平成31年6月開催予定の当社第158回定時株主総会終了後平成31年7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時までとなります。

なお、現在当社は、敵対的な買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、並びに、本対応方針の内容につきましては、下記をご参照ください。

記

Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社55社、関連会社13社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、住環境、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、

その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、下記Ⅲ 1. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 企業価値向上への取組み

当社は、企業価値を中長期的に向上させるため、以下に記載する中期経営計画をはじめとする取組みを実施しております。当社は、当社経営陣が、持続的成長に向けてガバナンス体制をより強固なものにしつつ、中期経営計画の達成を継続して目指し、その他の取組みを実行することで、当社の企業価値の向上につながるものと考えておりますが、その実効性をより高めるためには、当社株式の大規模買付行為に対して「大規模買付ルール」を事前に備えておくことが有効であり、株主共同の利益に資するものと考えます。

1. 中期経営計画「New Challenge 2016」達成への取組み

当社は、2017年3月期（平成29年3月期）を最終年度とする3カ年の中期経営計画「New Challenge 2016」の達成に向けて、以下の6つの重点施策に取り組んでおります。これら施策を着実に実行することにより収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

■重点施策

1. 海外事業の更なる拡大と深化
2. 成長が見込める市場・未開拓分野への注力
3. グローバル経営のインフラ整備・拡充
4. 将来の成長に向けた投資の実施
5. 資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化
6. グローバル人材の継続的な育成

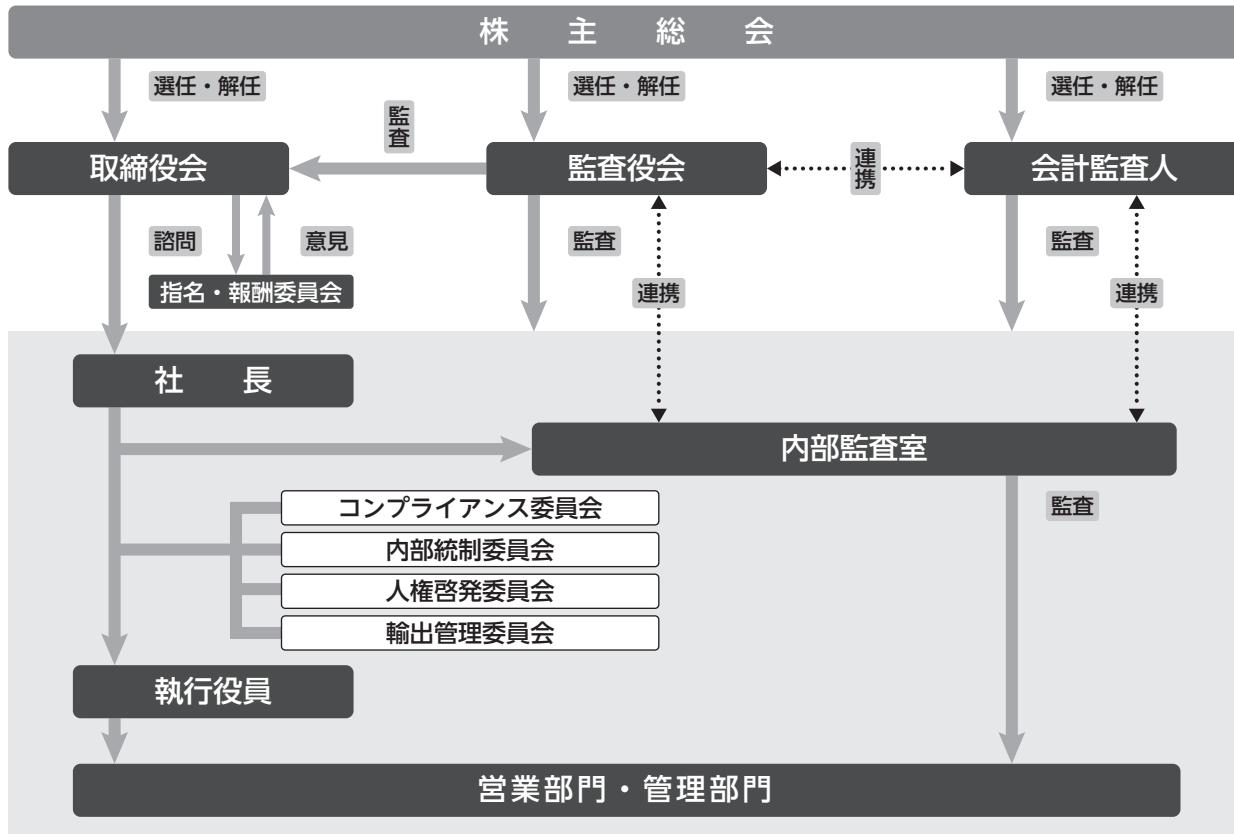
2. コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、定時株主総会における承認を条件として、独立性の高い社外取締役を引き続き複数選任してまいります。また平成27年10月に取締役会の実効性と透明性を高め、企業価値を向上させることを目的として、取締役会評価（自己評価）を実施いたしました。分析・評価結果において認識された課題に取り組むことで、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

取締役会評価（自己評価）の実施と今後の対応については、当社ウェブサイトにおいて開示しております（<http://www.inabata.co.jp>）。

（参考）コーポレート・ガバナンス体制図



3. 株主還元策について

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から平成27年3月期より、配当政策等の基本方針を変更しております。

具体的には配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（※）を概ね30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（※）総還元性向 = (配当金額 + 自己株式取得額) ÷ 連結純利益 × 100

直近2期における株主還元の状況

	2015年3月期 平成27年3月期	2016年3月期 平成28年3月期
1株当たりの配当額（円）	33円	36円
自己株式取得額	604百万円	707百万円
総還元性向	31.1%	31.1%
配当性向（参考値）	24.1%	23.7%

引き続き株主の皆様への利益還元の充実に努めてまいります。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（本IIIに記載した当社株券等の大規模買付行為への対応方針を以下「本対応方針」といいます。）。

1. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、③当社取締役会が必要かつ相当であると判断した場合又は独立委員会の勧告を受けた場合には、株主意思確認手続を経た後にのみ、大規模買付行為を開始する、というものです。

(2) 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。

大規模買付者に当社取締役会に対して提供していただく本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めます。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供及びその理由も、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠、取得に係る取引及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、基本的な経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその基本的内容

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場

合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします(但し、下記(5)の株主意思の確認を行う場合には、大規模買付行為は、当該手続の終了後にのみ開始されるものとします。)。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 独立委員会

当社は、当社取締役会から独立した第三者機関として独立委員会を設置し、独立委員会は、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、当社の企業価値を毀損し又は破壊する買収を抑止するという働きを担います。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足する社外取締役又は社外監査役の中から選任します。当社の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。また、独立委員会の概要につきましては、別紙3をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となります。取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得たうえで決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。なお、当社の監査役は4名であり、うち3名が社外監査役となっております。

(5) 株主意思の確認手続

取締役会評価期間満了後、当社は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様判断していただくこともできるものとします。この場合、大規模買付行為は、以下の株主意思の確認手続の終了後にのみ開始されるものとします。なお、株主意思の確認手続は、①大規模買付者が提案する大規模買付行為の内容や大規模買付者から提供された本必要情報、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況、株主意思の確認手続に必要なコスト等を勘案したうえで、当社取締役会が株主意思の確認手続を行うことが必要かつ相当であると判断した場合、又は②独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合に行うものとします。

当社株主の皆様意思の確認は、会社法上の株主総会又はそれに類する手続(以下「本株主総会等」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会等を開催する場合には、当該本株主総会等の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、本株主総会等において議決権を行使しうる株主を確定するにあたっては、基準日(以下「本基準日」といいます。)を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ①本株主総会等において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ②本株主総会等による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を本株主総会等の日の3週間前の日までに発送します。
- ③本株主総会等の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、本株主総会等にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会等の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会等の延期若しくは中止をすることができるものとします。

2. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

1. 買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの
2. 買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの
3. 買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なもの
4. 従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を損なうもの

等については、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ここで、「1. 買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの」とは、例えば、大規模買付者が、

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等を想定していますが、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置を行うことはせず、上記例外的措置は相当な場合に限って行うものとします。

また、「2. 買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの」とは、例えば、大規模買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）等を想定しています。

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえたうえで例外的に対抗措置をとることの適否について外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については下記(2)をご参照ください。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値等。）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた本必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による大規模買付ルールの不遵守を認定することはしないものとします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の可否については、外部専門家等の助言を参考にし、また、独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置をとることが適切でないと取締

役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ①新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

3. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められた場合、又は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。但し、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、当社は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行うことがあります。その場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

4. 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成31年6月開催予定の当社第158回定時株主総会終了後平成31年7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時までとします。但し、平成31年6月開催予定の当社第158回定時株主総会における株主の皆様への承認を前提として、同取締役会において、本対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に3年間延長されるものとし、以後も同様とします。但し、当社取締役会は、本対応方針を継続することを決定した場合であっても、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。また、本対応方針の有効期限内であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本対応方針を廃止する決議が行われた場合には、当社取締役会は、本対応方針を廃止するものとします。当社取締役会は、本対応方針を継続、変更又は廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

5. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員への地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様にご与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記1記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間であるところ、その発効・延長は当社株主の皆様への承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会

で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件、取得条項及び取得の条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（住友化学株式会社及びその他当社の株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下同じ。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者との株主とで、取得に関し異なる取り扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、新株予約権の取得条項その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使の条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

- 鈴木 修一 (すずき・しゅういち) 昭和32年9月4日 生
- 略歴 平成元年4月 弁護士登録
平成17年5月 山田・合谷・鈴木法律事務所を開設 (パートナー) (現在)
平成22年6月 当社社外監査役 (現在)
平成23年6月 川崎近海汽船株式会社 社外監査役 (現在)
- 高橋 慶孝 (たかはし・よしたか) 昭和29年10月14日 生
- 略歴 昭和52年4月 本田技研工業株式会社 入社
平成7年4月 ホンダ・トランスミッション・マニユファクチャリング (米国) マネージャー
平成13年6月 広州本田汽車有限公司 (中国) 管理部長
平成19年4月 本田技研工業株式会社熊本製作所 事業管理部部長
平成21年6月 八千代工業株式会社 監査役 (常勤)
平成25年7月 同社 顧問
平成26年6月 当社社外監査役 (現在)
- 森本 親治 (もりもと・しんじ) 昭和27年6月27日 生
- 略歴 昭和50年11月 プライスウォーターハウス会計事務所 (現 PwCあらた監査法人) 入所
昭和55年5月 公認会計士登録
昭和62年5月 株式会社アオキインターナショナル (現 株式会社AOKIホールディングス) 入社
平成元年6月 同社常務取締役総合企画本部長
平成10年7月 PwCビジネスコンサルティング株式会社 (現日本IBM株式会社GBS事業部) 入社
同社ディレクター流通消費財事業部長
平成18年4月 新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所
平成19年7月 同法人シニア・パートナー
平成27年1月 オフィス ビジネス インスパイア設立 代表 (現在)
平成27年12月 株式会社ロックオン 社外取締役 (現在)

以 上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社取締役会により委任を受けた、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足する3名以上の社外取締役又は社外監査役により構成される。

2. 任期

独立委員会の委員の任期は、就任後3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終了直後の7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時までとする。但し、同取締役会において本対応方針の継続を決定する場合、別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなし、その任期は3年間延長されるものとする。

3. 決議要件

原則として、特別利害関係者を除く現任の独立委員会の委員の全員が出席し、出席独立委員会の委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。但し、やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、出席した独立委員会の委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。

4. 決議事項その他

独立委員会は、①大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるか否か、②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか、③対抗措置発動の必要性及び相当性並びに実施の是非、④対抗措置発動の中止等の是非、⑤株主意思の確認手続をとるか否かその他の取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて取締役会に勧告を行う。独立委員会が取締役会に対して勧告を行う場合には、理由を付さなければならない。なお、独立委員会の委員は、その職務遂行にあたっては、もっぱら当社の株主全体の利益の見地から誠実にこれを行うことを要し、自己又は第三者（当社の経営陣を含む。）の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記事項を行うに際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、必要な範囲で、当社の費用をもって、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国を始めとするアジア新興国や資源国の景気減速により弱さもみられ、不透明な状況が続きました。

一方、日本経済は、企業収益の回復や雇用情勢の改善が進み、前半は緩やかに景気回復が続きましたが、不安定な海外の経済情勢や伸び悩む個人消費の影響により、後半にかけて足踏み状況となりました。

こうした中、当社グループの連結ベースでの売上高は、577,037百万円(対前期比0.9%増)となりました。利益面では、営業利益11,371百万円(同5.5%増)、経常利益12,257百万円(同7.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益9,510百万円(同10.2%増)となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

《情報電子事業》

情報電子事業は、主要な液晶関連の販売伸長と円安の影響により、売上が微増となりました。

液晶関連では、偏光板関連の販売が伸長しました。

インクジェットプリンター関連では、市場の拡大が続く産業用分野では関連部材の販売が伸長しましたが、コンシューマー分野では減少しました。

複写機関連では、海外向けの材料販売が順調でしたが、国内向けは低調でした。

太陽電池関連では、国内のメガソーラー向けの販売や、欧州での部材の販売が伸長しました。二次電池関連では、材料の販売が伸長しました。

半導体関連では、検査装置の販売が伸長しました。

電子部品関連の材料の販売は低調でした。

これらの結果、売上高は210,648百万円(同0.6%増)となり、営業利益は3,576百万円(同20.3%減)となりました。

《化学品事業》

化学品事業は、スペシャルティケミカル関連、パフォーマンスケミカル関連共に売上が減少しました。

スペシャルティケミカル関連では、ブレーキ用原料の販売が伸長しましたが、難燃剤の販売は減少しました。樹脂原料・添加剤関連では、中国向けの自動車部品用樹脂原料の販売が低調でした。アラミド繊維用原料の販売は伸長しました。

パフォーマンスケミカル関連では、ウレタン関連の販売やニトロセルロースの輸入販売は減少しましたが、インキ用カーボンの販売がスタートしました。中国では、塗料・インク向け顔料の原料や中間体の販売が伸長しました。

これらの結果、売上高は48,198百万円（同8.8%減）となり、営業利益は1,011百万円（同5.7%減）となりました。

《生活産業事業》

生活産業事業は、食品関連が低調でしたが、国内の医薬関連の販売伸長により売上が増加しました。

ライフサイエンス関連では、医薬分野において新薬用原料、ジェネリック用原薬等、全般的に販売が好調でした。中国では医薬中間体原料や健康ドリンク用原料の販売が伸長しました。欧州の医薬関連のビジネスは苦戦しました。防・殺虫剤分野の販売は堅調でした。

食品関連では、国内の水産品において寿司エビの販売が伸長しましたが、ウニやその他の水産品の販売は減少しました。農産品では、ブルーベリーや冷凍野菜の販売は横ばいでしたが、冷凍果実・果汁の販売が減少しました。

これらの結果、売上高は41,022百万円（同18.4%増）となり、営業利益は1,524百万円（同46.9%増）となりました。

《合成樹脂事業》

合成樹脂事業は、原油安による樹脂の販売単価の下落がありましたが、販売数量増や円安の影響により、売上が微増となりました。

汎用樹脂関連では、食品容器や日用品関連向けの樹脂の販売が堅調でしたが、建材・土木関連向けの販売は減少しました。

高機能樹脂関連では、自動車分野において国内及び中国では樹脂の販売が伸長しましたが、インドネシアでは減少しました。OA分野向けの樹脂の販売は、堅調でした。フィリピンのコンパウンド拠点は、立ち上がりの遅れもあり苦戦しました。

フィルム関連では、軽包装分野においてインバウンド消費の効果もあり、販売が好調でした。シート関連では、コンビ二向けの飲料包装分野の販売が伸長しましたが、電子部品包材用途の販売は減少しました。

スポーツ資材関連では、グリップテープの販売が国内外共に堅調でした。
これらの結果、売上高は251,163百万円（同0.3%増）となり、営業利益は4,434百万円（同18.9%増）となりました。

《住環境事業》

住環境事業は、住宅建材関連が横ばいでしたが、環境資材関連が伸長して売上が増加しました。

住宅建材関連では、木質ボード向け資材の販売や海外販売先への資材の販売が伸長しましたが、円安の影響で輸入木材と輸入木質製品の販売は低調でした。大手ハウスメーカー及び首都圏ビルダー、賃貸住宅向けの資材の販売は横ばいでした。

環境資材関連では、住宅設備機器メーカー向け資材の販売が低調でしたが、非住宅分野に対する化成品の販売は伸長しました。

これらの結果、売上高は24,817百万円（同2.3%増）となり、営業利益は421百万円（同47.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	平成24年度 第152期	平成25年度 第153期	平成26年度 第154期	平成27年度 (当連結会計年度) 第155期
売上高 (百万円)	479,942	561,173	572,114	577,037
経常利益 (百万円)	9,603	12,454	13,217	12,257
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,630	8,669	8,630	9,510
1株当たり当期純利益	104円29銭	137円01銭	137円20銭	151円91銭
総資産 (百万円)	276,938	305,037	326,862	305,436
純資産 (百万円)	98,665	115,881	128,526	127,025
1株当たり純資産額	1,547円09銭	1,817円68銭	2,036円31銭	2,029円70銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第152期は、米国経済の回復の兆し、アジアの伸長、また日本経済も復興需要の他、後半からの円安を背景にした輸出環境の改善等に支えられ、連結ベースの売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回りました。
3. 第153期は、米国での回復、円安による輸出環境の改善などにより、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回りました。なお、従来、在外子会社等の収益及び費用は、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。第152期の営業成績及び財産の状況は、遡及適用後の金額を記載しております。
4. 第154期は、個人消費が堅調な米国が世界経済を牽引し、日本経済も緩やかに景気回復が続いたことにより、売上高は増加し、営業利益は減少いたしました。一方、受取配当金の増加等により経常利益は増加したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失の計上等により減少いたしました。
5. 第155期は、アジア新興国や資源国の景気減速により弱さがみられたものの、日本経済は企業収益の回復や雇用情勢の改善が進み、緩やかに回復が進んだこと等により、売上高、営業利益は増加いたしました。一方、為替差損の計上等により経常利益は減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上等により増加いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	平成24年度 第152期	平成25年度 第153期	平成26年度 第154期	平成27年度 (当事業年度) 第155期
売上高 (百万円)	277,650	290,181	290,620	279,306
経常利益 (百万円)	5,034	5,588	8,304	9,849
当期純利益 (百万円)	3,366	3,493	5,722	8,147
1株当たり当期純利益	52円77銭	55円03銭	90円66銭	129円75銭
総資産 (百万円)	188,534	193,755	196,474	188,969
純資産 (百万円)	78,478	85,361	88,390	90,616
1株当たり純資産額	1,236円08銭	1,344円50銭	1,405円50銭	1,454円77銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

当社は、創業以来の社是ともいえる「愛」「敬」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを「経営理念」として経営の根本に据えつつ、時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続けることを「当社の目指す姿＝Vision」とした経営を進めてまいります。

当社は、2017年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「New Challenge 2016」を策定しており、最終年度の2017年3月期に、売上高6,200億円、営業利益125億円、経常利益135億円、親会社株主に帰属する当期純利益100億円の達成を目指しておりますが、現在入手可能な情報に基づく業績予想は、売上高5,900億円、営業利益115億円、経常利益125億円、親会社株主に帰属する当期純利益90億円となる見込みであります。当社としましては、以下にあげますような施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果をあげていくことにより、可能な限り早い時期に中期経営計画の目標数字を達成することが当面の対処すべき課題と考えております。

1.海外事業の更なる拡大と深化

- ・中核であるアジア事業の更なる拡大と深化
- ・アジア以外の新興国への取組みの拡大
- ・非日系企業との取引の拡大

2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力

- ・自動車分野、環境・エネルギー分野、ライフサイエンス分野への注力
- ・新規取引先、新規商材を拡大し、収益の多様化を着実に進める

3.グローバル経営のインフラ整備・拡充

- ・グローバル経営を支えるリスク管理・経営管理手法の整備
- ・情報システム、業務プロセスのグローバルな標準化の推進

4.将来の成長に向けた投資の実施

- ・今後3年間の投資枠を100億円に設定

5.資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化

6.グローバル人材の継続的な育成

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成28年3月31日現在）
 当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主 要 商 品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック、各種フィルム製品
住 環 境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材

(7) 企業集団の主要拠点等（平成28年3月31日現在）

当 社	大阪本社：大阪府中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO., LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国 香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国 上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.	台湾
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪府中央区

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
情報電子	291
化学品	422
生活産業	193
合成樹脂	2,361
住環境	31
その他	29
全社 (共通)	182
合計	3,509

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
498名	12名増	41歳1ヶ月	13年10ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	16,200千 米ドル	100.0%	合成樹脂製品・機械・電子材料・化学品 等の輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千 バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入 及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	88,000千 香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械 等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	72,143千 人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入 及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千 台湾ドル	100.0	電子材料・半導体関連機器・化学品の輸 出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	23,500千 米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の 輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹 脂・包装関連資材等の販売

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	22,685百万円
株式会社三井住友銀行	17,065
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,236
三井住友信託銀行株式会社	5,618
日本生命保険相互会社	3,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,351
株式会社八十二銀行	1,300
住友生命保険相互会社	1,000

(11) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（*）30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

$$(*) \text{ 総還元性向} = (\text{配当金額} + \text{自己株式取得額}) \div \text{連結純利益} \times 100$$

当期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。すでに、平成27年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり16円とあわせまして、年間配当金は1株当たり36円となります。

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- | | | |
|-----------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 63,499,227株 |
| ③ 株主数 | | 4,615名 |
| ④ 大株主の状況（上位10名） | | |

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,040	6.5
JP MORGAN CHASE BANK 380684	3,004	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,305	3.7
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736	2.8
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,357	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,356	2.2
稲畑 勝雄	1,161	1.9
株式会社みずほ銀行	1,114	1.8
丸石化学品株式会社	961	1.5

- (注) 1. 当社保有の自己株式数(1,209,948株)につきましては、持株比率の計算より除いております。
2. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	稲 畑 勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	西 村 修	合成樹脂第一本部担当・コンパウンド統括室担当・海外事業室担当兼室長 INABATA SANGYO (H.K.) LTD. 取締役 SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD. 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
代表取締役 専務執行役員	赤 尾 豊 弘	情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当・ 化学品本部担当・生活産業本部担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 常務執行役員	菅 沼 利 之	総務広報室担当・情報システム室担当・人事室担当・内部監査室担当
取 締 役 常務執行役員	横 田 健 一	財務経営管理室担当・業務推進室担当・リスク管理室担当・海外事業室副 室長
取 締 役 常務執行役員	佐 藤 友 彦	合成樹脂第二本部担当、住環境本部担当兼本部長
取 締 役	高 萩 光 紀	JXホールディングス株式会社 相談役
取 締 役	高 尾 剛 正	住友化学株式会社 副会長執行役員 富士石油株式会社 社外取締役
取 締 役	中 村 克 己	カルソニックカンセイ株式会社 取締役会長
常 勤 監 査 役	上 杉 隆	
監 査 役	鈴 木 修 一	山田・合谷・鈴木法律事務所 弁護士 川崎近海汽船株式会社 社外監査役
監 査 役	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所 虹技株式会社 社外監査役
監 査 役	高 橋 慶 孝	

- (注) 1. 取締役 高萩光紀、高尾剛正及び中村克己は、社外取締役であります。
 2. 監査役 鈴木修一、松山康二及び高橋慶孝は、社外監査役であります。
 3. 監査役 松山康二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 高萩光紀及び中村克己並びに監査役 鈴木修一、松山康二及び高橋慶孝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 5. なお、上記6名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
望月 卓	業務推進室長
杉山 勝浩	情報電子第一本部長
小田 吉哉	化学品本部長
安江 範臣	合成樹脂第一本部長・コンパウンド統括室長
大橋 基雄	東南アジア総支配人
幡本 裕之	リスク管理室長

6. 平成28年4月1日より、日本、海外という区分ではなく、「事業セグメント」により軸足を置いた経営体制を整え、役員の担当を、本部・室別からセグメント別、職能別としました。

地位	氏名	担当
代表取締役 専務執行役員	西村 修	合成樹脂セグメント担当、アジア地区担当
代表取締役 専務執行役員	赤尾 豊弘	情報電子・化学品・生活産業セグメント担当、欧米地区担当
取締役 専務執行役員	菅 沼 利之	総務広報・情報システム・人事・内部監査担当
取締役 専務執行役員	横田 健一	財務経理・IR・リスク管理・業務推進担当、海外管理担当
取締役 専務執行役員	佐藤 友彦	住環境セグメント担当、合成樹脂セグメント担当補佐

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	支 払 額
取 締 役	12名	282百万円
監 査 役	4名	46百万円
合 計	16名	328百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月24日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。上記支払額のほか、退任した取締役2名に対し288百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、本支払いは、平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づくものであります。
2. 上記支払額のうち、社外取締役4名、社外監査役3名の報酬の合計額は44百万円であります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
(平成18年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 高萩光紀は、JXホールディングス株式会社の相談役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 高尾剛正は、住友化学株式会社の副会長執行役員及び富士石油株式会社の社外取締役であります。当社は住友化学株式会社との間に製品の購入及び商品の販売の取引関係があります。当社と富士石油株式会社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 中村克己は、カルソニックカンセイ株式会社の取締役会長であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役 鈴木修一は、川崎近海汽船株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役 松山康二は、虹技株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

ロ.社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
高萩光紀	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高尾剛正	社外取締役	平成27年6月24日就任以降に開催した取締役会13回中12回（92.3％）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
中村克己	社外取締役	平成27年6月24日就任以降に開催した取締役会13回中12回（92.3％）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
鈴木修一	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また、当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
松山康二	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回中15回（93.8％）に、また、当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高橋慶孝	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また、当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 高萩光紀、高尾剛正及び中村克己、社外監査役 鈴木修一、松山康二及び高橋慶孝が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	76百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。

3.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、タイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。

4.当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない等、解任が相当と認められる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態又はそのおそれが生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(内部統制システムの体制整備の基本方針)

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を一部改定し、次の項目につき決議しました。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ.「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」を定める。
 - ロ.取締役又は執行役員を内部統制に係る責任者として任命し、内部統制委員会を設置する。
 - ハ.取締役又は執行役員をコンプライアンスに係る責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ニ.取締役又は執行役員を内部監査に係る責任者として任命し、内部監査室を設置する。
 - ホ.取締役又は執行役員を個人情報保護に係る責任者として任命し、個人情報保護法を遵守する体制を構築する。
 - ヘ.内部通報制度を構築し、コンプライアンスに違反する事実の発生における報告を受け、また内部通報者を保護する体制をつくる。
 - ト.取締役はコンプライアンスに違反する事実を発見した場合には適時に他の取締役及び監査役に報告する。
 - チ.監査役はコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求める。
 - リ.就業規則に服務規律及び懲戒に関する事項を定め、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録し、適切に保存、管理する。また、職務執行に係るその他の記録については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険に関して、個々の損失の危険(財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク)の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署が、それぞれの危険の管理(体制を含む)に関する規程を策定し、適切に運用する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ.取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
ロ.経営方針及び経営戦略に係る重要事項については取締役会への付議に先立ち取締役、監査役によって構成される経営会議、審査会議等において議論を行う。
ハ.定款に取締役会での決議の省略(書面決議)を定め、効率化を図る。
ニ.決裁基準を定め、権限の委譲をすることによって取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ.当社の「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」について、当社グループのすべての役員及び使用人に周知徹底を図る。
ロ.当社の取締役又は使用人を必要に応じて子会社の役員として派遣する。
ハ.グループ会社管理規程に基づき、子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告することを義務付ける。また、子会社に生じる重要な事項について、当社へ事前に申請し、承認を受けることを義務付ける。
ニ.子会社を統括する組織を設置し、その経営を監督し、指導する体制を構築する。
ホ.内部監査規程に基づき、子会社に対し内部監査を実施する。
ヘ.当社の内部通報制度について、子会社の役員及び使用人からも通報を可能とする体制を構築する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人(監査役補助者)に関する体制
監査役から監査役補助者の設置要請がある場合には、次の内容を含む社内規程を制定し、取締役から独立した適任者を任命する。
イ.監査役補助者は、監査役の指揮命令系統に服する。
ロ.監査役補助者の採用、異動、人事評価、給与、懲戒については、あらかじめ監査役会(監査役会が特定の監査役を指名した場合は当該監査役)の同意を得る。
ハ.監査役補助者の選出に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。
ニ.取締役及び使用人は、監査役補助者の業務遂行を不当に制約しない。

⑦ 監査役への報告に関する体制

監査役に対する報告体制を整備するために、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用する。

- イ.当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
- ロ.当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、適時に当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
- ハ.当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、子会社管理等を所管する部署は、定期的又は必要に応じて、監査役会に対する報告会を実施する。
- ニ.当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。
- ホ.当社グループの役員及び使用人が当社監査役への報告を行ったことを理由として、報告者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ.代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ.監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、内部統制システムの体制整備の基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護及び再発防止について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしております。

また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようにしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しております。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護及び再発防止の部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、リスク管理室、業務推進室、財務経営管理室、総務広報室が、それぞれの危険の管理に関する規程を策定し、適切に運用しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成されており、当事業年度は16回開催しました。当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行っております。

稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、グループ会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告しております。また、子会社は重要な事項については、当社に事前に申請し、承認を受けたうえで実施しております。

当社は、取締役、使用人を子会社の役員として派遣も行いながら、財務経営管理室及び海外事業室が子会社を監督・指導しております。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われております。

当社が設置している企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）は子会社にも周知しており、子会社から当社への通報が可能となっております。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

現在、監査役補助者は置いていませんが、監査役職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援する体制としています。

⑦ 監査役への報告に関する体制

当社は監査役に対する報告に関する規程を制定し、適切に運用しております。

監査役は取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めております。また、取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

当社の企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）の担当部署は、企業倫理ヘルプラインへの連絡・相談の状況について、監査役へ報告しております。

⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、社外監査役を含む監査役全員と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

監査役が職務の執行に要した費用を会社に請求した場合、会社が負担しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社55社、関連会社13社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、住環境、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に亘る事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものものないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。なお、平成28年3月31日現在、住友化学株式会社が当社の発行済株式の22.2%（自己株式を除く）を保有する筆頭株主となっておりますが、昭和19年7月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主の皆様による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のため新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為（以下に定義します。）がなされる可能性があると考えています。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、上記①記載の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

- 1.海外事業の更なる拡大と深化
- 2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
- 3.グローバル経営のインフラ整備・拡充
- 4.将来の成長に向けた投資の実施
- 5.資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化
- 6.グローバル人材の継続的な育成

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者（以下に定義します。）が現れる危険性を低減するものであるため、上記会社支配に関する基本方針に沿うものと考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

2.本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

(1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対応措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に

対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間であるところ、その発効・延長は当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	222,446	流 動 負 債	138,147
現金及び預金	21,315	支払手形及び買掛金	83,264
受取手形及び売掛金	145,565	短期借入金	44,384
商品及び製品	41,472	未払法人税等	2,046
仕掛品	526	未払費用	1,227
原材料及び貯蔵品	2,824	賞与引当金	1,123
繰延税金資産	898	その他	6,101
その他の他	11,031	固 定 負 債	40,263
貸倒引当金	△1,188	長期借入金	23,993
固 定 資 産	82,989	繰延税金負債	13,587
有 形 固 定 資 産	11,266	役員退職慰労引当金	32
建物及び構築物	3,992	債務保証損失引当金	18
機械装置及び運搬具	2,851	退職給付に係る負債	1,291
土地	3,107	その他	1,339
建設仮勘定	466	負 債 合 計	178,410
その他の他	848	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	3,585	株 主 資 本	91,804
投 資 そ の 他 の 資 産	68,137	資本金	9,364
投資有価証券	62,715	資本剰余金	7,708
長期貸付金	1,056	利益剰余金	75,909
退職給付に係る資産	2,502	自己株式	△1,177
繰延税金資産	585	その他の包括利益累計額	34,233
その他の他	1,956	その他有価証券評価差額金	31,858
貸倒引当金	△679	繰延ヘッジ損益	△68
資 産 合 計	305,436	為替換算調整勘定	3,055
		退職給付に係る調整累計額	△612
		非支配株主持分	987
		純 資 産 合 計	127,025
		負 債 純 資 産 合 計	305,436

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		577,037
売上原価		535,973
売上総利益		41,064
販売費及び一般管理費		29,692
営業利益		11,371
営業外収益		
受取利息	280	
受取配当金	1,584	
持分法による投資利益	600	
雑収入	1,121	3,587
営業外費用		
支払利息	1,275	
為替差損	873	
雑損	551	2,701
経常利益		12,257
特別利益		
投資有価証券売却益	833	
固定資産売却益	331	1,165
税金等調整前当期純利益		13,422
法人税、住民税及び事業税	4,227	
法人税等調整額	△553	3,673
当期純利益		9,748
非支配株主に帰属する当期純利益		238
親会社株主に帰属する当期純利益		9,510

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	9,364	7,708	68,837	△469	85,440
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,131		△2,131
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,510		9,510
自 己 株 式 の 取 得				△707	△707
連結子会社増加による減少額			△306		△306
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	7,072	△707	6,364
当 期 末 残 高	9,364	7,708	75,909	△1,177	91,804

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	その他有 価証券評 価差額金	繰 上 損	延 シ 益	為 替 換 算 定 調 整	退職給付 に係る調 整累計額		
当 期 首 残 高	34,934	△78	6,911	463	42,230	855	128,526
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,131
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,510
自 己 株 式 の 取 得							△707
連結子会社増加による減少額							△306
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,075	10	△3,855	△1,076	△7,997	131	△7,865
連結会計年度中の変動額合計	△3,075	10	△3,855	△1,076	△7,997	131	△1,501
当 期 末 残 高	31,858	△68	3,055	△612	34,233	987	127,025

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	110,159	流動負債	66,998
現金及び預金	5,575	支払手形	8,832
受取手形	16,697	買掛金	48,039
売掛金	66,283	短期借入金	1,488
商品	13,462	1年内返済予定の長期借入金	3,077
前渡金	747	未払金	1,487
前払費用	160	未払費用	160
繰延税金資産	469	未払法人税等	1,444
未収入金	2,474	前受り金	1,392
短期貸付金	4,248	前受り金	131
その他の金	193	前受り金	25
貸倒引当金	△154	賞与引当金	858
固定資産	78,810	その他の金	59
有形固定資産	3,174	固定負債	31,355
建物	1,574	長期借入金	16,246
構築物	13	長期未払金	89
機械及び装置	59	繰延税金負債	13,608
工具、器具及び備品	440	長期預り金	1,035
土地	1,084	退職給付引当金	221
建設仮勘定	3	債務保証損失引当金	18
無形固定資産	3,221	投資損失引当金	135
のれん	5	負債合計	98,353
ソフトウェア	3,083	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	123	株主資本	60,394
その他の金	8	資本金	9,364
投資その他の資産	72,414	資本剰余金	7,708
投資有価証券	53,729	資本準備金	7,708
関係会社株式	12,072	利益剰余金	44,418
長期貸付金	354	利益準備金	1,066
従業員に対する長期貸付金	14	その他利益剰余金	43,352
関係会社長期貸付金	3,833	固定資産圧縮積立金	6
差入保証金	5	別途積立金	35,240
破産更生債権等	552	繰越利益剰余金	8,105
前払年金費用	3,121	自己株式	△1,097
その他の金	299	評価・換算差額等	30,222
貸倒引当金	△1,570	その他有価証券評価差額金	30,263
資産合計	188,969	繰延ヘッジ損益	△41
		純資産合計	90,616
		負債純資産合計	188,969

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		279,306
売 上 原 価		261,414
売 上 総 利 益		17,892
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,545
営 業 利 益		5,347
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	158	
受 取 配 当 金	4,732	
雑 収 入	338	5,229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	335	
為 替 差 損	142	
賃 貸 収 入 原 価	105	
雑 損 失	144	727
経 常 利 益		9,849
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	833	
子 会 社 清 算 益	436	1,269
税 引 前 当 期 純 利 益		11,119
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,844	
法 人 税 等 調 整 額	126	2,971
当 期 純 利 益		8,147

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他 剰 余 金				利益剰余金計		
						固定資産圧縮積立金	別 積 立 金	繰 越 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,364	7,708	-	7,708	1,066	6	32,640	4,695	38,409	△389	55,092	
事 業 年 度 中 の 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	-		-	
剰 余 金 の 配 当								△2,138	△2,138		△2,138	
別 途 積 立 金 の 積 立							2,600	△2,600	-		-	
当 期 純 利 益								8,147	8,147		8,147	
自 己 株 式 の 取 得										△707	△707	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△0	2,600	3,409	6,009	△707	5,301	
当 期 末 残 高	9,364	7,708	-	7,708	1,066	6	35,240	8,105	44,418	△1,097	60,394	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	33,376	△78	33,298	88,390
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰 余 金 の 配 当				△2,138
別 途 積 立 金 の 積 立				-
当 期 純 利 益				8,147
自 己 株 式 の 取 得				△707
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△3,113	37	△3,076	△3,076
事業年度中の変動額合計	△3,113	37	△3,076	2,225
当 期 末 残 高	30,263	△41	30,222	90,616

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本	克己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世	雅也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉	一史	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本	克己	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世	雅也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉	一史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監査役	上	杉	隆	㊟
社外監査役	鈴木	修	一	㊟
社外監査役	松山	康	二	㊟
社外監査役	高橋	慶	孝	㊟

以上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時10分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

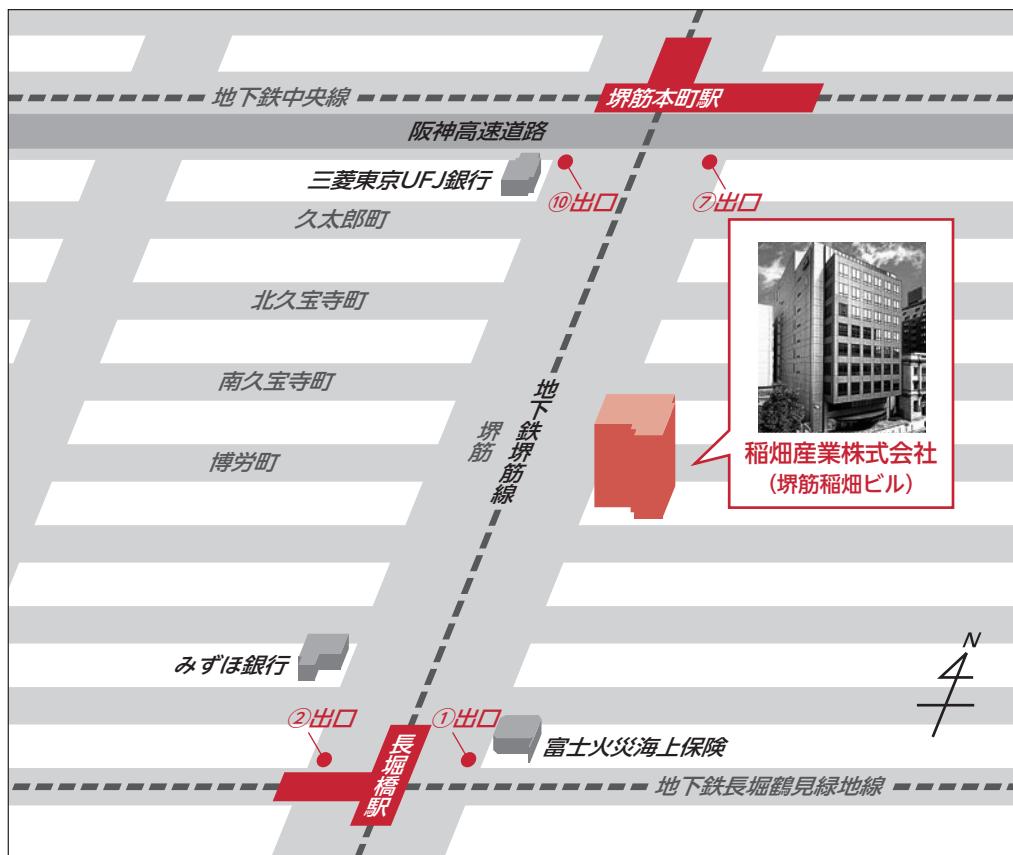
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
電話 (06) 6267-6051



▶ 交通のご案内

- 地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線 **長堀橋駅** ①・② 出口より徒歩約5分
- 地下鉄中央線・堺筋線 **堺筋本町駅** ⑦・⑩ 出口より徒歩約7分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。